

亀岡市環境ロゴマークの使用に関する許可基準

ロゴマークの使用にあたっては、別に定める使用申請書を亀岡市環境市民部環境政策課に提出し、許可を得てください。許可基準については、以下のとおりです。全ての基準を満たす必要があります。

①「自然環境の保全」「プラスチックごみゼロ宣言の主旨等のごみの減量」

「資源循環の促進」等、環境に配慮した公益性のある行為であること。

②ロゴマーク自体を商品として扱うものでないこと。

③ロゴマークのデザインを改変するものでないこと。

(色の変更、縦横の比率変更、一部削除、文字部分のサイズ変更等)

※ロゴマークは、文字部分とマーク部分、合わせて1つのデザインです。

④ロゴマークが識別できる使用方法であること。

(背景色との同化がないもの、他のマーク等の一部となっていないものの等)

⑤商品のタグやプリント等に使用する場合、その商品が①の目的を有したものであること。

⑥上記の基準に定めるものの他、必要のある場合は、作成者と亀岡市が協議のうえ使用の可否を判断する。